

収入
印紙

設計業務等委託契約書

- | | | |
|---|-----------|--|
| 1 | 業 務 名 | 五老スカイタワー再生可能エネルギー導入及びコミュニティFM
中継局設置等調査・基本設計業務 |
| 2 | 業 務 番 号 | 舞公広委第10号 |
| 3 | 業 務 場 所 | 舞鶴市全域 |
| 4 | 履 行 期 間 | 平成30年10月4日 から
平成31年3月15日 まで |
| 5 | 業 務 委 託 料 | 金 5,886,000 円
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 436,000 円) |
| 6 | 契 約 条 項 | 舞鶴市設計業務等委託契約約款（平成9年舞鶴市告示第40号。
以下「約款」という。）の条項によるものとする。また、約款以外の特約条項について
は、別紙記載のとおりとする。
(1) 契約保証金 免除
(2) 前 払 金 有
(3) 適用除外条項 無
(4) 特 約 条 項 無 |

上記の業務について、発注者と受注者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、上記の項目に記載している内容による公正な委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

本契約の証として本書2通を作成し、発注者及び受注者が記名押印の上、各自1通を保有する。

平成30年10月4日

発注者 舞鶴市

舞鶴市長 多々見 良三 印

受注者（住所）

（氏名）

印

平成30年09月27日

舞鶴市
舞鶴市長
多々見 良三

取止通知書

下記の案件について、入札を取止めます。

記

- | | |
|-----------|--|
| 1. 調達案件番号 | 4620201801003701 |
| 2. 調達案件名称 | 五老スカイタワー再生可能エネルギー導入及びコミュニティFM中継局設置等調査・基本設計業務 |
| 3. 入札執行回数 | 1 回目 |
| 4. 理由 | 他指名業者の辞退により参加者が1者となるため。 |

平成30年9月26日

入札指名業者様

舞鶴市総務部契約課

TEL 0773-66-1065

入札の中止について

平成30年9月5日付けで、御社に入札指名の通知をしました「五老スカイタワー再生可能エネルギー導入及びコミュニティFM中継局設置等調査・基本設計業務」の入札につきましては、下記理由により入札を中止いたしますので、ご了解願います。なお、システムの都合上、電子入札システムでの中止処理は明日開札時刻以降に行います。

記

理由： 他指名業者の辞退により参加者が1者となるため。

入札注意事項 抜粋

11 入札の中止 入札参加者が1人の場合は、入札は行わない。

入 札 結 果 表

案 件 名	五老スカイタワー再生可能エネルギー導入及びコミュニティFM中継局 設置等調査・基本設計業務				
履 行 場 所	舞鶴市全域				
入 札 年 月 日	平成30年9月27日(木) 11時15分				
入 札 執 行 場 所	舞鶴市役所(電子入札システム)				
執行者及び立会人					
	業 者 名	1 附	2	3	備 考
1	オリジナル設計(株) 京都北営業所	辞 退			
2	(株)建設技術研究所 京都事務所				
3	国際航業(株) 京都支店	辞 退			
4	全日本コンサルタント(株) 京都営業所	辞 退			
5	中央復建コンサルタンツ(株) 京都営業 所	辞 退			
6	中日本建設コンサルタント(株) 京都事務 所	辞 退			
7	(株)日水コン 京都事務所	辞 退			
8	日本工営(株) 京都営業所	辞 退			
9	(株)ニュージェック 京都事務所	辞 退			
10	パシフィックコンサルタンツ(株) 京都事務 所	辞 退			
	以下余白				
落 札 者 入 札 書 記 載 金 額					
落札金額(8%加算)					

入札受付状況一覧

[調査一覧](#) →
 [申請受付一覧](#) →
 [受付状況一覧](#) →
 [状況登録](#) →
 [結果登録](#)

調達案件番号 4620201801003701
 調達案件名称 五老スカイタワー再生可能エネルギー導入及び
 コミュニティFM中継局設置等調査・基本設計業
 務
 担当者 多々見 良三

入札執行回数 回目 [表示](#)

入札状況 入札締切

入札締切予定日時 平成30年09月26日 14時00分

[締切通知書表示](#) 平成30年09月26日 14時30分

最新更新日時 2018.09.26 16:02 [最新表示](#)

番号	業者名称	区分	受付票	摘要
1	パシフィックコンサルタンツ(株)	辞退	表示	
2	中央復建コンサルタンツ(株)	辞退	表示	
3	(株)建設技術研究所	入札	表示	
4	中日本建設コンサルタント(株)	辞退	表示	
5	オリジナル設計(株)	辞退	表示	
6	国際航業(株)	辞退	表示	
7	(株)日水コン	辞退	表示	
8	(株)ニュージェック	辞退	表示	
9	日本工営(株)	辞退	表示	
10	全日本コンサルタント(株)	辞退	表示	

入札注意事項（電子入札対象案件） （測量・建設コンサルタント等業務）

- 1 設計図書の入手方法等 閲覧設計図書については、あらかじめ指定のある場合を除き京都府入札情報公開システムの「入札公告・入札情報」からダウンロードすること。

やむを得ず窓口配布を希望する場合は、入札通知書に記載する期間内に契約課に問い合わせの上、入手すること。

2 入札手続等

（1）入札の方法

- ア 電子入札者は、電子入札システムにより入札書及び積算金額の内訳書（以下、「内訳書」という。）を提出すること。

内訳書の容量が総量で2メガバイトを超える場合は、持参又は郵送（入札書提出締切日時までに必着させるとともに、郵便書留等の配達記録が残る方法を利用するものに限る。）をするとともに、入札書に、内訳書を別送する旨の表示、別送する書類の目録、別送する書類のページ数及び発送年月日（郵送する場合に限る。）を記載したファイルを添付すること。

- イ 紙入札者は、該当の入札通知書に示す入札期間内に、持参又は郵送により入札書及び内訳書を提出すること。郵送する場合においては、郵便書留等の配達記録が残る方法を用いるとともに、提出方法の詳細について、入札事務関係職員の指示に従わなければならない。

入札書は二重封筒とし、表封筒に開札日、業務名及び入札書が在中している旨を記載すること。

表封筒の中には「入札書」と記載した中封筒、「内訳書」と記載した中封筒を入れる。「入札書」と記載した中封筒には、入札書を入れ、封印等の処理をする。

表封筒の宛名は「舞鶴市役所総務部契約検査室契約課宛」とすること。

- ウ 電子入札者及び紙入札者共通事項

入札書提出後は開札の前後を問わず、提出された入札書の書換え、引換え、変更、取消し又は撤回はできない。

（2）入札書に記載する金額

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（1円未満の端数は切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。なお、入札書に記入する金額は千円止めとする。千円未満まで記入した入札書も有効とするが、千円未満は切り捨てるものとする。

（3）積算金額の内訳書

- ア 予定価格（電子入札においては税込で表示）が事前公表された入札においては、入札書の提出に併せ、内訳書を提出すること。

- イ 内訳書の様式は自由であるが、参考資料として金抜設計書が添付されている場合は、記載項目を一致させること。なお、合計金額（消費税込み）は、予定価格以下で作成すること。

また、内訳書の表紙には、業務名、業務番号及び商号（名称）のみを記載すること。

- ウ 入札書に記載する金額は、内訳書の価格（消費税相当額を除く合計金額）に対応するようにすること。

- エ 内訳書は、参考図書として提出を求めるものであり、入札及び契約上の権利義務を生じるものではない。

（4）無効 次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- ア 入札に参加する資格のない者のした入札

- イ 入札書提出締切日時までに到達しない入札

- ウ 電子署名及び電子証明書のない入札

- エ 内訳書の提出が必要な入札案件において、内訳書の提出がない入札及び内訳書の記載のない入札

- オ 代表者が変更されているにもかかわらず、変更前の名義人のICカードを使用する等のほか、

ICカードの不正使用等により行った入札

- カ 入札に関し連合等の不正行為をした者の入札

- キ 予定価格が事前公表された入札において、予定価格を超える価格での入札

- ク その他入札に関する条件に違反した入札

（5）辞退 指名を受けた者は、入札を希望しない場合には、入札書提出締切日時に至るまでは、いつでも入札を辞退することができる。この場合、電子入札システムにより辞退届を電子提出しなければならない

い。(電子入札システムによる入札辞退届の電子提出が困難な場合は、入札辞退届を契約課へ直接持参又は入札事務関係職員が指示する方法により提出を行うこと)

なお、入札を辞退してもこれを理由として以後の指名等について、不利益な取扱いを受けるものではない。また、入札辞退の届出をしないで、入札書提出締切日時までに到着しない場合は当該入札を棄権したものとする。

3 入札保証金 免除

4 契約保証金 免除

5 部分払 無

6 前払金 請負金額が200万円以上の場合は請負代金額の3割以内の金額を請求できる。
ただし、特記仕様書等に別途定めがある場合はこの限りではない。

7 最低制限価格 無

8 落札者の決定 予定価格の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。

9 入札回数 1回

10 入札の保留 入札の結果、落札率が高い場合は入札を保留する。

11 入札の中止 入札参加者が1人の場合は、入札は行わない。

12 契約書 落札者は、契約書を作成し、落札決定通知書に記載する契約書の提出期日(以下「契約締結予定日」という。)に契約書を提出しなければならない。

13 違約金 落札者が契約を締結しないときは、落札金額の100分の5相当額の違約金を徴収する。
落札者が、落札決定から契約締結日までの期間に、舞鶴市契約に関する暴力団等排除措置要綱に基づく入札参加等除外措置を受けたことにより当該落札を取り消す場合も同様とする。

14 落札等の取消

ア 落札者が、指名通知の日から契約締結予定日までの期間に、本市の参加資格停止措置又は入札参加等除外措置を受けた場合若しくは次のいずれかに該当することとなった場合は、当該指名又は落札を取り消すものとする。

(1) 会社法(平成17年法律第86号)第475条又は第644条の規定に基づく清算の開始

(2) 破産法(平成16年法律第75号)第18条第1項又は第19条第1項の規定に基づく破産手続開始の申立て

(3) 会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て

(4) 民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定に基づく再生手続開始の申立て

イ アの(3)、(4)において会社更生法の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた者であって、更生計画の認可が決定し、又は再生計画の認可の決定が確定したものを除く。

15 その他 市長が紙入札での参加を承諾した入札参加者の、入札書及び内訳書の提出等については、入札事務関係職員の指示に従わなければならない。